



ご利用ください！静岡県人権啓発センター

静岡県人権啓発センターでは次のような取組を行っています。
センターの概要については、ホームページでも紹介しています。

◎ 人権を考えます。

県民の皆さんに、人権について考えていただくために、
講演会をはじめ、各種人権啓発イベントを開催しています。



◎ 人権を広めます。

- ・広報紙「じんけん」を発行しています。
- ・人権啓発冊子「だれもが幸せに」などの人権啓発資料を作成し、配布しています。
- ・テレビ・ラジオスポットコマーシャルなどを通して人権啓発をしています。



◎ 研修を支援します。

- ・講師派遣（出前人権講座）
企業や団体・市町などが行う研修会へ無料で講師を派遣しています。
- ・教材・資料の貸出し
研修会や学習会、授業などの教材として利用できるビデオ・DVDや図書の貸し出しを行っています。



◎ リーダーを養成します。

人権問題についての啓発活動ができる人材を養成するために、人権啓発指導者養成講座などを開催しています。

◎ 相談に応じます。

人権問題に関する電話相談、面接相談を実施しています。必要な場合には法律相談も行っています。

- ・相談日：月～金曜日（年末年始・祝休日は休み）
- ・時 間：午前 9 時 00 分～午後 4 時 30 分

※面接相談・法律相談についてはあらかじめ御連絡ください。

静岡県人権啓発センター

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉社会館4階

TEL : 054-221-3330 FAX : 054-221-1948

メールアドレス : jinken@ace.ocn.ne.jp URL : <http://jinken.pref.shizuoka.jp/>
(平成29年度法務省委託事業)



Shizuoka Prefecture

平成30年(2018年)3月

DV(ドメスティック・バイオレンス) について考えてみませんか？



静 岡 県

しあわせ社会は認め合いから ふじのくに人権宣言

私たちは、この世に生を受けたかけがえのない一人の人間として、だれもが皆、人間らしく生き、幸せに暮らす権利、すなわち、「人権」を持っています。そして、「人権」は、お互いに相手の立場を認め合い、権利や自由を尊重し合うことによって成り立っています。

しかしながら、私たちの身の回りには、多くの人権問題が発生しています。このため、静岡県では、静岡県人権施策推進計画を策定し、人権尊重の意識が生活の中に定着した静岡県の実現を目指し、様々な施策に取り組んでいます。

DVは、被害者の身体や精神へのダメージだけでなく、その家庭の子どもにまで影響が及ぶことがあります。DVと児童虐待との関係性も指摘されており、重大な人権侵害です。

このため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)も制定されています。このDVについて考えてみましょう。



1 DVって、どんな問題なのですか？

男女を問わず、配偶者（内縁関係を含む）や、同棲相手から受ける暴力のことです。これまで長い間、家庭の問題や個人のプライバシーとされてきました。男性の被害者もありますが、ほとんどの被害者は女性です。平成27年3月に内閣府が公表した調査では、約5人に1人（女性の場合は約4人に1人）が配偶者から暴力を受けたことがあると回答しています。また、最近では、恋人から暴力を受ける「デートDV」も深刻な問題となっています。



2 身体的な暴力のことをいいますか？

一口に暴力といっても、身体への暴力だけではありません。下記のように様々な形態の暴力が存在します。また、ほとんどのDVはこれらが複雑に絡み合っています。

○身体的暴力

殴る・蹴る、髪を引っ張る、首を絞める、引きずり回す、突き飛ばす、ものを投げつけるなど

○精神的暴力

大声で怒鳴る、殴るふりをする、刃物などを突きつける、無視する、人前で侮辱する、家族への危害をほのめかす、別れたら自殺すると脅すなど

○性的暴力

無理やりセックスする、AV(アダルトビデオ)を見せつける、AVの内容と同じことをさせる、避妊に協力しない、裸の写真やビデオを撮るなど

○社会的暴力

外出先の報告など行動を監視する、家族や友人等とのつきあいや外出時間を制限する、携帯電話やスマートフォンを勝手にチェックするなど

○経済的暴力

生活費を渡さない、金銭の使途を細かくチェックする、仕事を辞めさせる、働きたいのに働かせないなど



3 児童虐待とも関係があるのですか？

DVは、直接の相手だけでなく、一緒に生活している子どもたちを巻き込んでしまう場合があります。例えば、子どもに直接暴力を振るわなくとも、子どもの目の前で、2に示したような暴力を配偶者等に振るったりすれば、それを目の当たりにした子どもの心はひどく傷つき、その後の発育にも様々な影響を与える恐れがあります。子どもに限らず、配偶者以外にも家族がいるのなら、DVは当事者2人だけの問題では済ませません。



4 DVを受けたり、DVを受けている人を見つけたら、どこに相談すればいいのですか？

ひとりで悩まず相談してください。

- ・県女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）では、来所相談のほか、年末年始、祝日を除く毎日9:00～20:00の間、電話相談(054-286-9217)を受け付けています。
- ・県健康福祉センター（賀茂、東部、中部、西部）では、県女性相談センターの女性相談員が駐在し、相談を受け付けています。
- ・県男女共同参画センターあざれあでは、女性相談のほか、男性からの相談も受け付けています。
- ・市町でも女性のための相談窓口を設けており、中には男性のための相談を実施している市町もあります。お住まいの市（区）役所・役場にお問い合わせください。

※ DV防止法では、「DVを受けている人を発見した時は、配偶者暴力相談支援センターまたは警察官に通報するよう努めなければならない。」とされています。



5 身の危険を感じたらどうすればいいですか？

ためらわずに警察（110番）に通報してください。DVが殺人事件に至ったケースもあるのです。

なお、加害者から逃れるために安心して身を寄せる場所がすぐに見つからない場合に備え、県では一時保護所を設けています。一時保護された方々の情報は、加害者に知られることがないよう守られます。

自分が悪いから、自分が迷惑をかけているから、配偶者や恋人から暴力を受けて仕方ないんだ…などと思いませんか？DVは暴力を振るう側の問題であって、あなたの態度の問題ではありません。

DVを受け続けると、常に相手の機嫌をつかがい、言いたいことが言えなくなり、自信もなくなってしまいます。自分を責め、心身に不調を来たすこともあります。

また、お子さんがいる家庭では、子どものために我慢しよう、と思っている方もいらっしゃるのではないかでしょうか。でも、子どもの目の前で暴力を振るわれたら、それはあなたに対するDVというだけではなく、子どもへの心理的な虐待にもなってしまいます。

取り返しのつかないことになる前に、ひとりで悩まず、相談しましょう。DVは重大な人権侵害なのです…。